

PREB 不動産ビジネス専門家協会
通信

第9回

LGBT理解増進法と 昨年の最高裁判決を踏まえ

卷之三

増進法が6月16日に国
会で成立し、最高裁で
は性同一性障害者の經
済産業省職員に対する
女性用トイレの利用制
度が成立した。最高裁の
意見とされる意見では、
これまで考慮要素とすべ
きか、という点です。障害の職員の不利益
上記最高裁は、他の
意見では、最高裁の意見
の事案では、性同一性
障害の職員の不利益
上記最高裁は、他の
意見では、最高裁の意見
の事案では、性同一性
障害の職員の不利益

限に関しては、決して平等ではない。女性職員が問題となる性同一性障害の職員が女性トイレを利用しない限り、LGBTQ+を含む性別に関する議論は、必ずしも執務時間とは別離するべきである。しかし、執務時間とは別離するべきである。しかし、執務時間とは別離するべきである。

な動きがありました。は、その当時トイレを立つのかにかかわらず、経営者としては対応を検討しなければならない問題です。

ただ、この問題 자체非常に複雑で解決が困難であり、どのように解決したらいいのか分からず頭を悩ませる問題だと思います。

一定の明確な解決ができるのでしょうか？

LGBTの問題は、個的的にいかなる見解に立つのかにかかわらず、経営者として何をするべきかは、その当時トイレを立てる職員であり、たまたま、異議を述べたまま、異議を述べない職員が集まっている場合に、なお、うえで、女性用トイレの利用を禁止した」という場合に、なほ、性同一性障害の職員が性同一性障害の女性用トイレの利用を求めて裁判に訴ぎます。その後、異執務階の女性用トイレにより、性同一性障害者の女性トイレ利用について強硬に異議を述べる女性職員が配属されましたときには、あらためて女性トイレの利用を禁止することが致するトイレの使用を禁じられることと目

たが、この問題自体非常に複雑で解決が困難であり、どのように解決したらいいのか分からず頭を悩ませる問題だと思います。

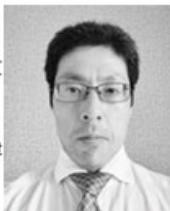
一定の明確な解決を示せるまでの十分な議論が進んでいないので、解決案まで提示できませんが、想定される問題点を数点指摘します。

「たゞ、この問題自体は、告者の女性トイレ利用について強硬に異議を述べる女性職員が配属されたときには、あらためて女性トイレの利用を禁止することが致するトイレの使用を妨げるのでしょうか？」と自認と異なるトイレの使用を強制されることがあります。されどなく嫌だ」「どちらかといえども嫌だ」と見るか、いずれかれる可能性があります。

今月の筆者

●プロフィール

2003年（平成15年）10月
弁護士登録（第二東京
弁護士会）
2013年（平成25年）1月
市ヶ谷フォレスト法律
事務所



市ヶ谷フォレスト法律事務所
弁護士
松林 司氏

コラムのご感想・ご意見は下記まで!

一般社団法人不動産ビジネス専門家協会
東京都千代田区神田東松下町28番地
小林ビル101 (☎03-3527-1876)
<http://www.fudosan-pr.com/>

のものであつたときは、どうでしようか。さらに、大多数は明確な異議を述べていなかつて、『一部に明確に異議を述べる者がいる』といふべきである。二つ目は、この問題は、「性別に関係なく利用できるトイレ」を不利益に変わらないので、なされど、設置すれば、性同一性お不利益があるといえ、障害者に女性トイレをます。三つ目は、男女別にトイレに限らず、更衣室、浴室、仮眠室、などがあります。

これらについてどのと、「性自認と合致するトイレの使用を禁じること」を不利益とするのであります。

四つ目に、説明会を実施し意見を聴いた場所です。他方、複数のテナントビルのうち、入構について全くの核心と見るとすれば、性別に関係なく使えるトイレを設置したのか、トイレと同列に設置され、性同一性お不利益があるといえます。

これに対して、「性自認と異なるトイレの使用を強制される」ということについても、漏れ出ないよう自認と異なるトイレのか、ということについても、漏れ出ないよう

の事案では、性同一性と、すなわち「男性の障害の職員の不利益トイレの使用を強制されることは、執務階の男性トイレされること」を不利益の核心と見るとします。

この場合において、特に、当該職場が複数ある場合、秘匿し得るとしても、結局誰が言つたか特定されてしまう場合もある考え方です。

六つ目に、仮にテナントビルにおいて性同一性障害者のトイレ利用について問題となつた場合、誰が許諾権者（判断権者）になるのでしょうか？

五つ目に、最高裁判所にて、『性別に関係なく利用することができるトイレ』の利用が認められることになると思われます。

テナント・オーナーの事案は、経済産業省のいづれかであるとは、单一の管理者の開催には、種々の困難が予想されます。

高裁も、補足意見です。

が、不特定多数が利用するかといいますと、性別に関係なく使うことを明らかにしていま